

令和3年11月7日

現状のご説明

公益財団法人日本拳法会
代表理事 会長 茂野直久

山本隆造氏・藤川義人氏・肥田玄三氏ら（以下「山本氏ら」と言います。）の不正競争行為に対して、コーポレート・ガバナンスの専門家である生沼寿彦弁護士・NY州弁護士に依頼し、以下1のとおり山本氏らに対し法的措置を取っています。

なお、横領疑惑については全くの事実無根であり、かつ生沼弁護士に事実関係を把握して頂き、法的にも横領には該当しないとの確認ができておりますが、この点については近日中に皆様にご納得頂ける説明をさせていただきます。

1. 仮処分申立について

令和3年9月8日、山本氏らに対して「日本拳法会」の名称の使用禁止を求める仮処分を申し立て、先週末の11月5日に審理が終了しましたので、一週間前後で判断が下される予定です。会員・関係者の皆様におかれましては、今暫くお待ちいただきますようお願い申し上げます。

2. 無効確認等訴訟について

山本氏らから当会に対し、令和3年6月に理事を選任した評議員会決議の無効確認等訴訟が、令和3年9月16日に提起されました。これは、当会からの上記仮処分の申立てに対抗するため慌てて提起をしたものと考えられます。

そのためか、訴状の記載では無効原因が不明であると裁判所が判断し、直ちに主張の補充を命じるという、極めて異例な経過を経て、訴状と追加主張の書面が当会に送達されたという顛末となっております。

3. 昇段級審査会について

山本氏らからの審査会に関連する案内文に全国連盟の允許状は発行されない事が明記されていなかった為に受験者が誤認

して山本氏らが主催する審査会を受験した後に全国連盟の允許状が発行されないという不利益を被らないよう注意喚起の通知をしました。

なお、全国連盟が山本氏らの主催する審査会の結果を認めないこと及び高団長も同じ立場であることは確認しております。

以 上